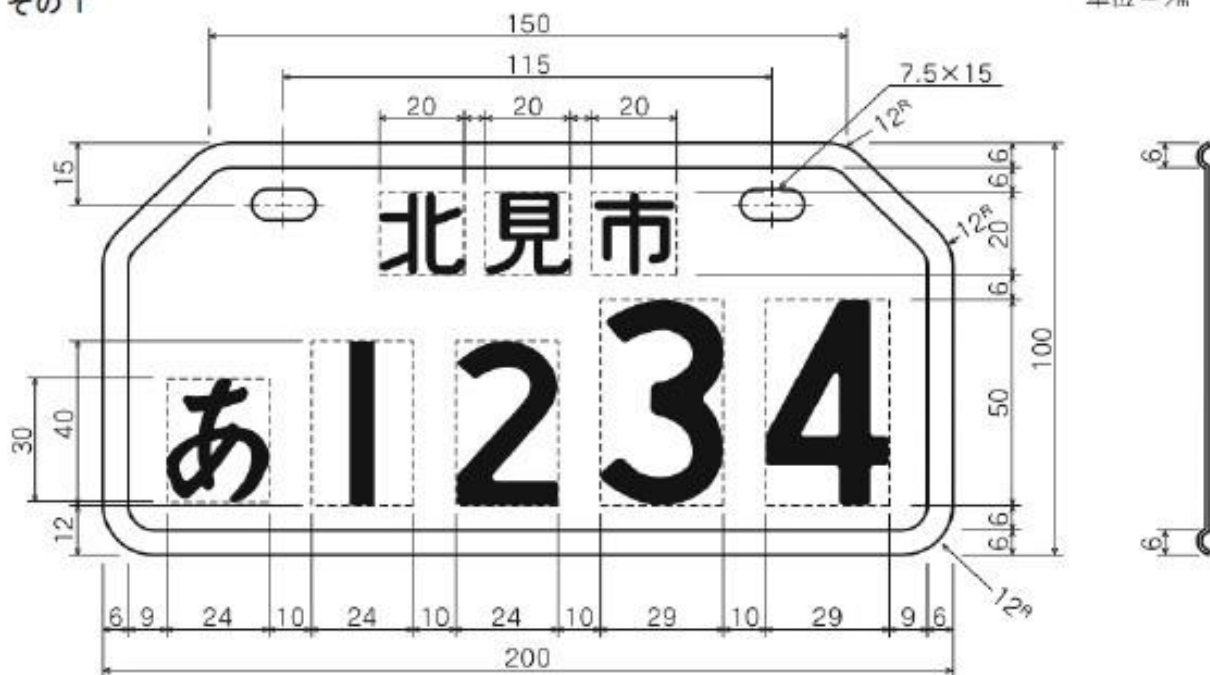


別記様式第1号 (第2条関係)

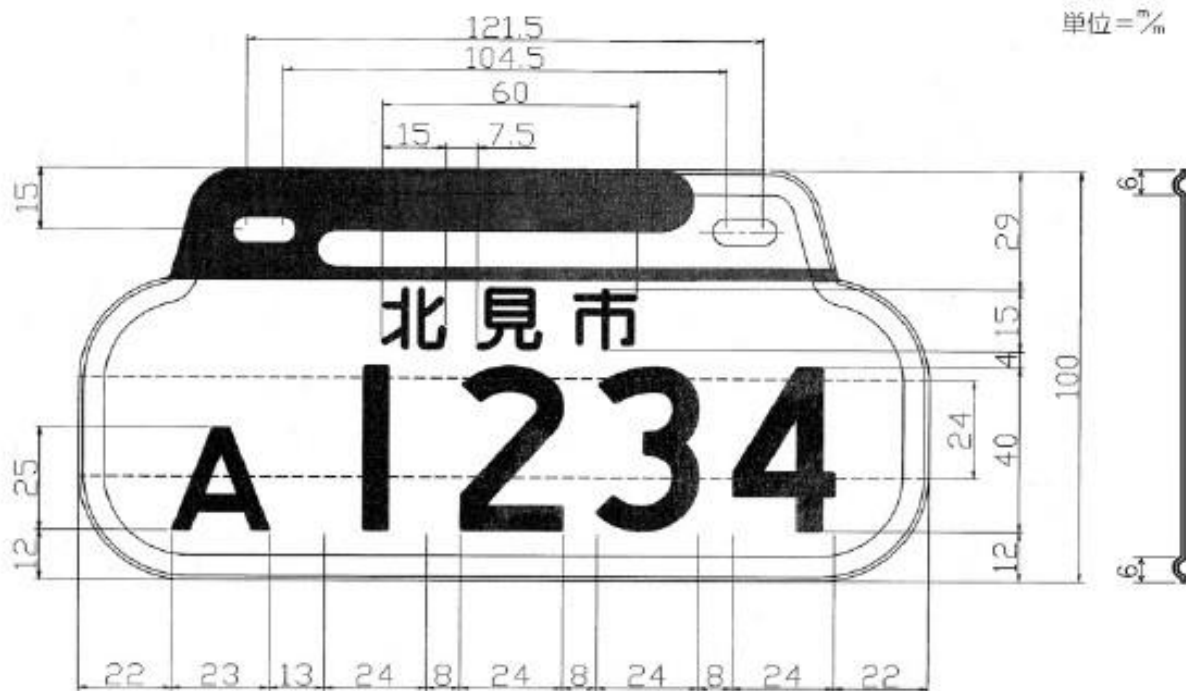
その 1

單位 = $\frac{m}{m}$

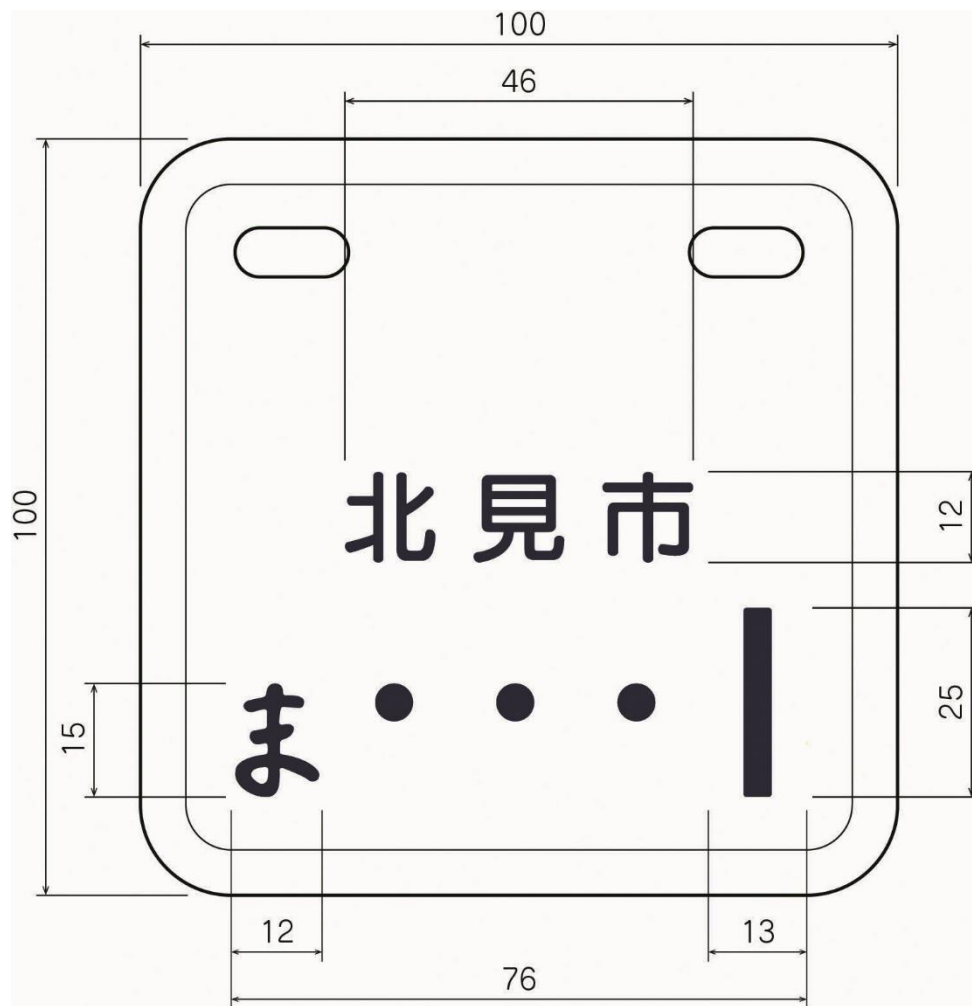


その2

單位 = $\frac{m}{m}$



その3（条例第82条第1項第1号アに掲げる原動機付自転車のうち特定小型原動機付自転車の標識とする）



備考1 車両番号は、図示の例により、その1及びその3は上段に市名を、下段にひらがな文字及び4桁の数字をもって表示し、その2は上段に市名を、下段に英字及び4桁の数字をもって表示する。

2 番号標の材質はアルミとし、車両番号は浮出しとする。

3 標識の地の塗色は、次による。

(1) 条例第82条第1項第1号ア及びウに掲げる原動機付自転車にあっては、白色（このうち特定小型原動機付自転車はその3とする。）

(2) 条例第82条第1項第1号イに掲げる原動機付自転車にあっては、薄黄色

(3) 条例第82条第1項第1号エに掲げる原動機付自転車にあっては、薄桃色

(4) 条例第82条第1項第1号オに掲げる原動機付自転車にあっては、薄青色

(5) 条例第82条第1項第2号イにあっては、薄緑色

4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。